

豊島区監査委員公告第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、
令和5年度工事監査結果の報告に係る措置状況を別添のとおり公表する。

令和6年10月17日

豊島区監査委員	小	沼	博	靖
同	中	川	貞	枝
同	鈴	木	善	和
同	星		京	子

6 豊総総発第 538 号

令和 6 年 8 月 30 日

豊島区監査委員 様

豊島区長 高際 みゆき

令和 5 年度に実施した監査結果報告における監査委員指摘、指導及び
意見・要望に対する改善等措置及び検討状況の報告方について（回答）

標記の件につきまして、意見の付された事項への措置を講じましたので、
地方自治法第 199 条 14 項に基づき、別紙のとおり通知します。

6 豊教施発第 854 号

令和 6 年 8 月 8 日

豊島区監査委員 様

豊島区教育委員会教育長

金子 智雄

令和 5 年度に実施した監査結果報告における監査委員指摘、指導及び
意見・要望に対する改善等措置及び検討状況の報告方について（回答）

標記の件につきまして、意見の付された事項への措置を講じましたので、
地方自治法第 199 条 14 項に基づき、別紙のとおり通知します。

**令和5年度工事監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第2	1 高南小学校別棟（高南保育園仮園舎）新築工事
監査結果報告における意見・要望事項 ① 太陽光パネルの設置について 屋上に太陽光パネルを設置し、発電された電力を自家消費している。SDGs の観点から、公共施設における環境配慮の率先行動として範となるものである。今後も、施設建設等に当たっては継続して取り組まれない。なお、蓄電池を設けていない理由について、太陽光パネルが小規模のため費用対効果検証の上で設置を見送ったことが示された。検証の上での判断であり理解できるところではあるが、今後の施設建設に当たっては蓄電池の設置を含めて、脱炭素化へ向けた効果的かつ積極的な対策を望む。 （対象課：施設整備課）		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課		総務部 施設整備課
原因・理由・背景などの事情説明		太陽光パネルで発電した電力について消費しきれない余剰電力を蓄電池に蓄え夜間などに施設内で使用するというシステムがある。 今回設置した太陽光パネルの容量では、発電した電力は施設内で使い切ってしまう蓄電池に充電できないため採用を見送った。
措置の状況	いつ (いつまでに)	今後の施設建設における設計時に
	誰が (どこが)	施設主管課、環境政策課、財政課、施設整備課で協議を行い
	何を (どこを)	脱炭素化に向けての対策について
	どのように措置（改善）した（する）	最新の技術開発状況や普及状況、設置コストなども考慮しつつ、太陽光パネルなどの再エネ設備の設置検討を行う。そのときに蓄電池についても有効性を検討し、より脱炭素化へ貢献できるよう配慮する。 関連画像等があれば貼付する
情報の共有	措置状況に関する課内周知	令和6年8月6日 周知済

**令和５年度工事監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第 2	1 高南小学校別棟（高南保育園仮園舎）新築工事
監査結果報告における意見・要望事項 ② 建物の用途転用を見据えた建築計画と転用時の改修について 高南小学校別棟は、保育園仮園舎、子どもスキップ、小学校教室の段階的な使用用途の変更を想定して計画されたものであり、骨組みだけを残しその他は取り換えられる合理的な仕様になっていた。人口など社会動態の変化に備えて施設内容を柔軟にカスタマイズできる建物仕様は、今後の公共施設で求められる重要な視点であると考え。経費抑制の面からも有効な手法であり、今後も引き続き取り組まれない。 また、保育園移転後に学校の仕様に改修する際には、現在使用している建材や機器を積極的に再利用するなど資源の有効活用に努められたい。 （対象課：施設整備課）		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課		総務部 施設整備課
原因・理由・背景などの事情説明		仮施設の要望と、別棟整備の要望に対し、2つの課題を解決するため、開設時期を調整し、転用を想定した施設を整備した。
措置の状況	いつ (いつまでに)	毎年度の予算要求の時期
	誰が (どこが)	施設整備課、施設計画担当課、財政課
	何を (どこを)	施設の転用といった、コスト削減策について
	どのように措置（改善）した（する）	今後も、施設利用者の範囲や、開設時期を明確にし、効率的な施設整備が実現できるように、検討する場を設けていく。 また、当該施設の建材等の再利用については、照明器具、火災報知器、給湯器、空調機等について再利用する。 関連画像等があれば貼付する
情報の共有	措置状況に関する課内周知	令和6年8月6日 周知済

**令和５年度工事監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第 2	1 高南小学校別棟（高南保育園仮園舎）新築工事
監査結果報告における意見・要望事項 ③ 植栽の効果を高める適切な管理の励行について 屋上と壁面に工夫した緑化を施しており、地域景観に配慮した仕様になっている。植物は生き物であり、施工後の植物環境を維持できてこそ、その効果を発揮するものである。植物の健康を保つことで美しい緑を維持し、楽しめる景観として地域に親しまれるために、メンテナンスのノウハウを蓄積してもらいたい。 近年では、夏の猛暑により植物が枯れることも多い。植物の状態を定期的に確認するなどし、迅速な対応と適切な維持管理を心掛けられたい。 （対象課：学校施設課）		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課		教育部 学校施設課
原因・理由・背景などの事情説明		高南小学校の別棟を整備するに際し、地球温暖化対策や景観への配慮などを目的として、屋上緑化や壁面緑化を導入している。
措置の状況	いつ (いつまでに)	随時
	誰が (どこが)	学校施設課、高南小学校、子どもスキップ高南
	何を (どこを)	植栽
	どのように措置（改善）した（する）	別棟整備にあわせて施工した緑化については、指摘のとおり、適切なメンテナンスにより効果を発揮するものである。 屋上緑化や壁面緑化については、自動灌水設備を導入しているため、基本的にはメンテナンスフリーであるが、適宜植栽の状況を確認のうえ、状態の悪い箇所があれば、灌水設備の修繕や植栽の更新などを行っていく予定である。 高南小学校及び子どもスキップ高南にも植栽の状況を随時確認するよう、依頼済みである。 関連画像等があれば貼付する
情報の共有	措置状況に関する課内周知	令和6年7月23日 周知済

**令和５年度工事監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第 2	2 区民ひろば朋有複合施設全面改修工事
監査結果報告における意見・要望事項 ① 施設内移動の改善について 建物 2 階に位置する中高生センタージャンプ東池袋への移動手段は、これまでは外階段のみであった。今回の改修で施設内にエレベーターが設置されたことにより、車椅子利用者の来所が可能となった。バリアフリー整備について広くアピールし、車椅子利用者の来館を促すなど、さらなる多様な利用促進に取り組まれない。 (対象課：子ども若者課)		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課		子ども家庭部 子ども若者課
原因・理由・背景などの事情説明		① 施設内移動の改善について サポートが必要な方に対し階段下門柱に案内板を設置した。また、ホームページにて案内を検討・記載する。エレベーターの使用については区民ひろば朋有との連携について確認済みである。
措置の状況	いつ (いつまでに)	令和 6 年 8 月 1 日
	誰が (どこが)	ジャンプ東池袋
	何を (どこを)	区民ひろば朋有エレベーターの利用について
	どのように 措置 (改善) した (する)	ホームページに記載した。 関連画像等があれば貼付する
情報の共有	措置状況に関する課内周知	令和 6 年 8 月 1 5 日 周知済

**令和５年度工事監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第 2	2 区民ひろば朋有複合施設全面改修工事
監査結果報告における意見・要望事項 ② 子どもの意見を尊重・反映したことについて 中高生センタージャンプ東池袋の改修にあたり、施設内の壁紙やサインプレート等は利用者とも一緒に検討し、選択したものを採用している。改修工事の機会を捉えて利用者の意見を随所に取り入れたことは、普段から区と利用者の円滑なコミュニケーションが図られている結果だと思われる。引き続き、他のさまざまな場面でも利用者と相談を重ねながら、より良い施設運営に取り組まれない。 (対象課：子ども若者課)		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課		子ども家庭部 子ども若者課
原因・理由・背景などの事情説明		② 子どもの意見を尊重・反映したことについて 引き続き、中高生利用者との関係づくりをし、日常会話や利用者会議等で中高生の意見・要望を取り入れ、日常の施設運営やイベント企画・運営等に活かしていく。
措置の状況	いつ (いつまでに)	中高生利用者との会話や毎月２回実施している利用者会議(池スタ含む)にて
	誰が (どこが)	ジャンプ東池袋
	何を (どこを)	中高生の意見・要望
	どのように措置(改善)した(する)	随時、日常の施設運営やイベント企画・運営等に活かしていく。 関連画像等があれば貼付する
情報の共有	措置状況に関する課内周知	令和６年８月１５日 周知済

**令和 5 年度工事監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第 2	2 区民ひろば朋有複合施設全面改修工事
監査結果報告における意見・要望事項		
③ 施設の防犯カメラについて 防犯カメラは複合施設内の 3 施設それぞれの入口に設置され、その映像は各施設の事務室で確認することとなっているが、複合施設全体の映像を 1 か所で確認することはできない。各施設の開館時間は異なるため、施設の責任者間で緊急時に連絡が取れるなどの措置を図ることで、防犯対策を向上されたい。 (対象課：地域区民ひろば課、高齢者福祉課、子ども若者課)		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課		区民部地域区民ひろば課、福祉部高齢者福祉課、子ども家庭部子ども若者課
原因・理由・背景などの事情説明		③ 施設の防犯カメラについて 令和 5 年度改修工事の際に、各施設がそれぞれの入り口部分を確認するための防犯カメラを設置した。
措置の状況	いつ (いつまでに)	令和 6 年 7 月 31 日まで
	誰が (どこが)	地域区民ひろば課区民ひろば朋有が
	何を (どこを)	3 施設長間の緊急連絡網を
	どのように 措置 (改善) した (する)	複合施設 3 施設長間で打ち合わせをし、3 施設長間の緊急連絡網を作成した。 なお、通常時も対面での打ち合わせだけでなく、各施設事務室間の内線電話も活用しており、ひきつづき防犯対策を向上していく。 関連画像等があれば貼付する
情報の共有	措置状況に関する課内周知	令和 6 年 7 月 3 1 日 周知済

**令和５年度工事監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第 2	2 区民ひろば朋有複合施設全面改修工事
監査結果報告における意見・要望事項		
④ 複合施設における所管課の連携について 本複合施設においては、施設規模の大きい地域区民ひろば課が中心となって各課と調整し、一つの建物として連携した管理がなされている。複合施設においては、防災訓練をはじめとして組織間で連携共同した管理運営をすることが、一つの館としての安全性や利便性、魅力などを総合的に発揮できる。今後も利用者の目線と管理者の目線を併せ持ちつつ、複合施設の関係課が密に連携したサービス展開に努められたい。 （対象課：地域区民ひろば課、高齢者福祉課、子ども若者課）		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課		区民部地域区民ひろば課、福祉部高齢者福祉課、子ども家庭部子ども若者課
原因・理由・背景などの事情説明		④ 複合施設における所管課の連携について 本施設においては、地域区民ひろば課が親課となり、各課との調整を実施している。また、複合３施設間でも日常的に情報共有を行っている。
措置の状況	いつ (いつまでに)	令和６年９月３０日まで
	誰が (どこが)	地域区民ひろば課区民ひろば朋有が
	何を (どこを)	防災訓練に向けた事前打ち合わせを
	どのように措置（改善）した（する）	４月以降の各施設の運営状況をふまえ、防災訓練に向けての打ち合わせを３施設長間で実施する。 なお、連携共同としては、ジャンプのホールを午前中はひろばが借用し、乳幼児のコンビカー等のスペースとして利用している。また、高齢利用者がフレイル対策センターとひろばをそれぞれ日常的に行き来する様子が見られる。 関連画像等があれば貼付する
情報の共有	措置状況に関する課内周知	令和６年９月３０日 周知済

**令和5年度工事監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第2	3 椎名町小学校校庭改修工事
監査結果報告における意見・要望事項 ① ゴムチップ舗装による効果検証について これまでの間、小学校校庭の舗装形態は変化してきた。椎名町小学校においては、従前のゴムチップ舗装からのリニューアルである。当該校のみならず、ゴムチップ舗装など校庭の舗装形態と児童の怪我との関係について、データを蓄積し、把握することで効果検証に取り組まれない。 (対象課：学校施設課)		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課		教育部 学校施設課
原因・理由・背景などの事情説明		椎名町小学校の校庭老朽化に伴い、令和4年度に改修工事を実施した。
措置の状況	いつ (いつまでに)	随時
	誰が (どこが)	教育委員会事務局、各小学校
	何を (どこを)	校庭と児童の怪我の関係性
	どのように措置(改善)した(する)	庭改修工事に際しては、遊具付近のゴムチップ舗装については部分的に弾力性の高いものを導入するなど、安全面に最大限配慮している。 なお、小学校の校庭舗装は朝日小(人工芝)及び長崎小(天然芝)を除き全てゴムチップ舗装であるが、校庭における児童の怪我に関する情報について学校及び教育委員会内で情報共有を行うとともに、危険個所が明らかになった場合は速やかに改修・修繕により改善を図っていく。 関連画像等があれば貼付する
情報の共有	措置状況に関する課内周知	令和6年7月23日 周知済

**令和５年度工事監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第 2	3 椎名町小学校校庭改修工事
監査結果報告における意見・要望事項 ② マンホールトイレについて 椎名町小学校は災害時の救援センターとしての役割も担っていることから、今回の整備において災害用のマンホールトイレ 6 基を設置した。マンホールトイレは、下水道管路にあるマンホールの上に便座やテントを設置することにより、トイレ機能を確保するものである。令和 6 年元日に能登半島地震が発生し、首都直下型地震の発生確率も高いとされる中で、災害への備えとしてマンホールトイレを設置したことは、非常に心強い取り組みである。災害発生時において迅速に使用できるよう、適切に管理・運用されたい。 （対象課：防災危機管理課（調整によって道路整備課から変更））		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課		総務部 防災危機管理課
原因・理由・背景などの事情説明		マンホールトイレは、災害発生時上水道の断水等により、施設内のトイレが使用不可となった場合に、使用する重要な防災設備である。そのため、災害時に避難者が迅速にマンホールトイレを使用できるように、平時から設備の確認を行う必要がある。
措置の状況	いつ (いつまでに)	救援センター実地訓練、救援センター開設・運営訓練時に
	誰が (どこが)	防災危機管理課職員が
	何を (どこを)	椎名町小学校内のマンホールトイレを
	どのように措置（改善）した（する）	蓋の開閉確認、水を流しての動作確認等を行い、不具合箇所が無い確認をしている。また、救援センター訓練の際には実際にトイレを設置する等していざと言う時の対応に備える。 関連画像等があれば貼付する
情報の共有	措置状況に関する課内周知	令和 6 年 7 月 2 2 日 周知済

**令和５年度工事監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第 2	4 池袋本町二丁目児童遊園拡張整備工事
監査結果報告における意見・要望事項		
① 園内の遊具及び制札板等について 今回の整備において、障がいの有無を問わず一緒に遊べるインクルーシブ遊具を備えた。SDGs の原点ともいえる包摂性を体現する価値ある取り組みである。今後、遊具やベンチ等の機能やデザインの選定にあたっては、時勢をよく見据え、誰もが安心して快適に利用できる空間づくりを目指されたい。 なお、制札板については、現時点の園内注意事項等とその表示が一致しないまま再利用されており、板の一部が破損している状況であった。内容の更新及び修繕等の処置を早急に図られたい。 (対象課：公園緑地課)		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課		都市整備部 公園緑地課
原因・理由・背景などの事情説明		公園の新設・大規模改修では、インクルーシブ遊具設置検討をし、整備を進めている。 制札板については、原則再利用をしているが、ご指摘のように、破損や内容が適していないものについては交換や修正等が必要であった。
措置の状況	いつ (いつまでに)	令和 6 年 2 月
	誰が (どこが)	公園緑地課 職員
	何を (どこを)	制札板の表示を修正及び補強をした
	どのように措置(改善)した(する)	
情報の共有	措置状況に関する課内周知	令和 6 年 2 月課内周知済